

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に〇〇税関長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 異議申立てについての決定があった場合において、当該決定を経た後の通知になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 3 次のいずれかに該当するときは、異議申立てについての決定を経ずに、財務大臣に対して審査請求をすることができます。

(注) (2)の場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に限り
ます。

- (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がない
とき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由がある
とき。

【取消しの訴えについて】

- 1 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起
することができません。
- 4 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することが
できませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ず
に提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないと
き。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊
急の必要があるとき。
 - (3) その他異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。